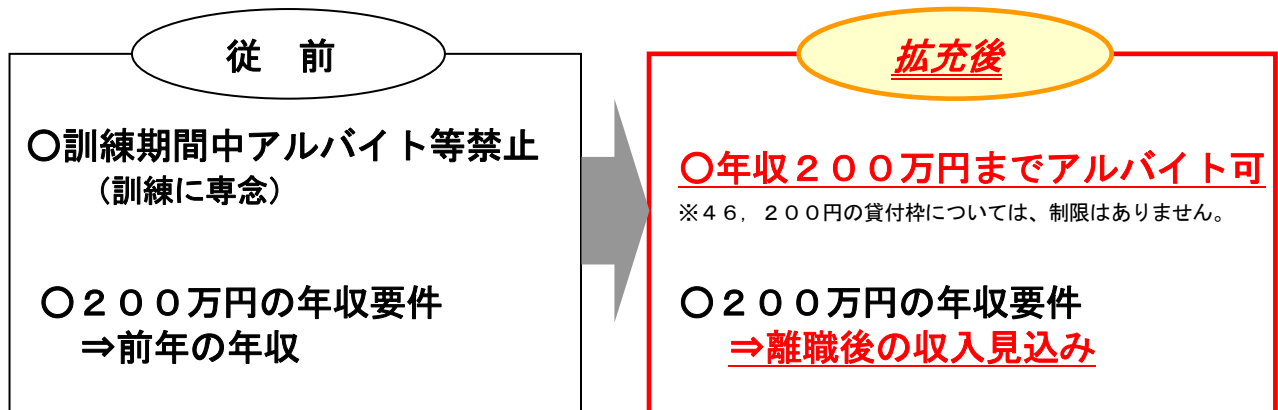


技能者育成資金制度が拡充されました

○ 雇用保険失業給付の受給資格がない方でも、次の方々は、生活資金について支援を受け、安心して職業訓練を受けることができます。

- ① ジョブ・カード制度における日本版デュアルシステム又は企業実習先行型訓練システムを受講する方
- ② 中途解雇や雇止め等により離職した有期雇用の方（派遣労働及び短時間労働の方等）
- ③ 「橋渡し訓練」（基礎的な能力を修得するための訓練）を受講する方

○ 生活資金の支援として、技能者育成資金制度が、次のように大幅に緩和されました。



○ 上記のうち、一定要件を満たす場合は、返還免除制度があります。

次の免除要件①、②のいずれにも該当する場合であって、

- ・ 訓練終了後6月以内に安定就職 → 貸付額の全額免除
- ・ 訓練修了後6月間積極的に求職活動 → 貸付額の8割免除

になります。

【免除要件】

- ① 主たる生計者
- ② 訓練を適切に修了

○ 貸付けをご希望の方は、下記「お問い合わせ先」又はハローワークを巡回している能力開発支援アドバイザーにお問い合わせください。

お問い合わせ先

育成資金の貸付及び返還に関する問い合わせ先

〒231-8333 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル20F

独立行政法人雇用・能力開発機構 大学校部 業務課 育成資金係

TEL (045) 683-5450(貸付)、5451(返還) (照会時間 9:15~12:00、13:00~17:45)

※ 照会時間外及び土日・祝祭日は、留守番電話にて用件をお伺いします。

ジョブ・カード制度における日本版デュアルシステム訓練等を受講される方へ

技能者育成資金制度拡充のお知らせ

ジョブ・カード制度における日本版デュアルシステム訓練又は企業実習先行型訓練システムを受講する方の貸付けが拡充されます。

貸付月額

46,200円

100,000円

* 扶養親族を有する場合 120,000円

利子

年3%

お申し込み

- ・ あて先 (独) 雇用・能力開発機構 大学校部 業務課 育成資金係
- ・ 申込期限 入校月の翌月19日(必着)

- ※ 提出された書類を審査のうえ、貸付決定・不決定を文書で通知します。
- ※ 予算の範囲内で貸付けを行うため、要件に該当していても不決定となることがあります。
- ※ 入校前に貸付けの予約ができる「貸付予約制度」があります。貸付予約をご希望の方は、下記お問い合わせ先へお問い合わせ下さい。

貸付要件

- (1) ジョブ・カードの交付を受けていること
- (2) 申請時点における申請者の属する世帯の年収が200万円以下であること
- (3) 雇用保険の求職者給付及び訓練手当の支給を受けていないこと

この他、連帯保証人1名が必要です。なお、連帯保証人は、地方税法に基づく住民税を納付している親族の方等とさせていただきます。

裏面へ

返還免除

次の要件をすべて満たした場合は、返還金の一部若しくは全部の返還免除が受けられます。

(1) 主たる生計者

※ 「主たる生計者」は、申請時点の前年の世帯年収によります（貸付要件の年収の判断時点とは異なります。）。

(2) 訓練修了者（出席率8割以上）

(3) 訓練について一定以上の評価を得た者（実習先事業所の評価等により判断）

(4) ①訓練修了日の翌日から起算して6か月以内に雇用期間4か月以上の安定した職に就いた、又は、②訓練終了日の翌日から起算して6か月に渡り積極的に就職活動をした者

<免除額(月額)>

貸付額(元金)	46,200円	100,000円	120,000円
①の場合	46,200円	100,000円	120,000円
②の場合	36,960円	80,000円	100,000円

※ 返還免除を受けるには、定められた期間内に所定の手続きを行っていただくことが必要です。免除要件を満たしていても、必要書類が整わない等適正に手続きが行われない場合は免除対象となりませんので、ご注意ください。

なお、返還金には、年3%の利子が付されます。

お問い合わせ先

育成資金の貸付及び返還に関する問い合わせ及び書類の送付先
〒231-8333 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル20F
独立行政法人雇用・能力開発機構 大学校部 業務課 育成資金係
TEL (045) 683-5450(貸付)、5451(返還)(照会時間 9:15~12:00、13:00~17:45)
※ 照会時間外及び土日・祝祭日は、留守番電話にて用件をお伺いします。

労働者派遣契約の中途解除や雇止め等により離職した方へ

技能者育成資金制度拡充のお知らせ

事業主都合（解雇・雇用期間満了による雇止め）により離職した派遣労働者等の方が公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中に必要な資金の貸付けを行います。

貸付月額

○ 100,000円

* 扶養親族を有する場合 120,000円

利子

○ 年3%

お申し込み

- ・ あて先 (独) 雇用・能力開発機構 大学校部 業務課 育成資金係
- ・ 申込期限 入校月の翌月19日(必着)

- ※ 提出された書類を審査のうえ、貸付決定・不決定を文書で通知します。
- ※ 予算の範囲内で貸付けを行うため、要件に該当していても不決定となることがあります。
- ※ 入校前に貸付けの予約ができる「貸付予約制度」があります。貸付予約をご希望の方は、下記お問い合わせ先へお問い合わせ下さい。

貸付要件

- (1) 申請時点における申請者の属する世帯の年収が200万円以下であること
- (2) 訓練開始日が離職から1年以内であること
- (3) 雇用保険の求職者給付及び訓練手当の支給を受けていないこと

この他、連帯保証人1名が必要です。なお、連帯保証人は、地方税法に基づく住民税を納付している親族の方等とさせていただきます。

裏面へ

返還免除

次の要件をすべて満たした場合、返還金の一部又は全部の返還免除が受けられます。

(1) 主たる生計者

※「主たる生計者」は、申請時点の前年の世帯年収によります（貸付要件の年収の判断時点とは異なります。）。

(2) 訓練修了者（出席率8割以上）

(3) 訓練について一定以上の評価を得た者（訓練機関の評価等により判断）

(4) ①訓練修了日の翌日から起算して6か月以内に雇用期間4か月以上の安定した職に就いた、又は、②訓練終了日の翌日から起算して6か月に渡り積極的に就職活動をした者

<免除額(月額)>

貸付額(元金)	100,000円	120,000円
①の場合	100,000円	120,000円
②の場合	80,000円	100,000円

※ 返還免除を受けるには、定められた期間内に所定の手続きを行っていただくことが必要です。免除要件を満たしていても、必要書類が整わない等適正に手続きが行われない場合は免除対象となりませんので、ご注意ください。

なお、返還金には、年3%の利子が付されます。

お問い合わせ先

育成資金の貸付及び返還に関する問い合わせ及び書類の送付先
〒231-8333 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル20F
独立行政法人雇用・能力開発機構 大学校部 業務課 育成資金係
TEL(045)683-5450(貸付)、5451(返還)(照会時間 9:15~12:00、13:00~17:45)
※ 照会時間外及び土日・祝祭日は、留守番電話にて用件をお伺いします。

「橋渡し訓練」を受講する方へ

技能者育成資金制度拡充のお知らせ

「橋渡し訓練」を受講してジョブ・カード制度における日本版デュアルシステム等の訓練を受講する方に、訓練受講期間中に必要な資金の貸付けを行います。

貸付月額

- 100,000円

利子

- 年3%

お申し込み

- ・あて先 (独)雇用・能力開発機構 大学校部 業務課 育成資金係
- ・申込期限 入校月の翌月19日(必着)

- ※ 提出された書類を審査のうえ、貸付決定・不決定を文書で通知します。
- ※ 予算の範囲内で貸付けを行うため、要件に該当していても不決定となることがあります。
- ※ 入校前に貸付けの予約ができる「貸付予約制度」があります。貸付予約をご希望の方は、下記お問い合わせ先へお問い合わせ下さい。

貸付要件

- (1) 申請時点における申請者の属する世帯の年収が200万円以下であること
- (2) 雇用保険の求職者給付及び訓練手当の支給を受けていないこと

この他、連帯保証人1名が必要です。なお、連帯保証人は、地方税法に基づく住民税を納付している親族の方等とさせていただきます。

裏面へ

返還免除

次の要件をすべて満たした場合、返還金の一部又は全部の返還免除が受けられます。

(1) 主たる生計者

※「主たる生計者」は、申請時点の前年の世帯年収によります（貸付要件の年収の判断時点とは異なります。）。

(2) 訓練修了者（出席率8割以上）

(3) 訓練について一定以上の評価を得た者（訓練機関の評価等により判断）

(4) ①訓練修了日の翌日から起算して6か月以内に雇用期間4か月以上の安定した職に就いた、又は、②訓練終了日の翌日から起算して6か月に渡り積極的に就職活動をした者

<免除額(月額)>

貸付額(元金)	100,000円
①の場合	100,000円
②の場合	80,000円

※ 返還免除を受けるには、定められた期間内に所定の手続きを行っていただくことが必要です。免除要件を満たしていても、必要書類が整わない等適正に手続きが行われない場合は免除対象となりませんので、ご注意ください。

なお、返還金には、年3%の利子が付されます。

お問い合わせ先

育成資金の貸付及び返還に関する問い合わせ及び書類の送付先

〒231-8333 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル20F

独立行政法人雇用・能力開発機構 大学校部 業務課 育成資金係

TEL (045) 683-5450(貸付)、5451(返還) (照会時間 9:15~12:00、13:00~17:45)

※ 照会時間外及び土日・祝祭日は、留守番電話にて用件をお伺いします。